

見守り
新鮮情報

家電量販店で カードが使われた!? 不審な電話に注意

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、**預金保険機構**というところから電話があり、カードの**暗証番号**を伝えた。するとさらに**警察**からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人が**カードを取りに行く**」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを**渡した**。確認したら**口座**から**50万円**引き出されていた。(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



見守るくん

不審な電話は
すぐ切って

- 家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人に使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。
- 警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。
- 少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第356号(2020年1月14日)発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎029-225-6445

常陸大宮市消費生活センター

☎0295-52-2185 (直通) (本庁商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。